

# 長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領

## (目的)

第1 この要領は、長野県原産地呼称管理委員会品目別委員会及び官能審査委員会運営規程（以下「規程」という。）第4条及び第8条の規定により、長野県原産地呼称管理制度「認定米」の審査及び認定の基準（以下「認定米基準」という。）を定め、長野県原産地呼称管理委員会米委員会（以下「米委員会」という。）及び長野県原産地呼称管理委員会米官能審査委員会（以下「米官能審査委員会」という。）がこの基準に適合する米を審査・認定することを目的とする。

## (定義)

第2 この要領において「認定米」とは、長野県水稻奨励品種（認定品種含む。（うるち米））のうち米委員会が指定する品種を対象とし、認定米基準に適合した精米をいう。

2 この要領において「生産者」とは、認定米を生産する者をいう。

## (認定対象)

第3 認定の対象は、当該年産の「うるち精米」とする。

## (申請者)

第4 申請者は、個人・生産組織・その他米委員会が認める者で、認定米の生産販売を目指す者とする。

2 前項の「その他米委員会が認める者」とは、県内に事業所を有する農業協同組合・米穀販売業者等で、生産者を統括し、かつ、消費者に対して認定米についての責任を持つことができる米委員会が認める者とする。

3 規程第14条の規定により認定を取り消された者にあつては、その取消の日から1年を経過している者であること。

## (申請者の生産に関する基本姿勢)

第5 申請者は、土壌診断などに基づく適正な肥培管理により、食味の向上を目指した栽培を行うよう努めること。

## (認定の基準)

第6 認定米基準は別表のとおりとする。

## (認定の申請)

第7 認定を受けようとする者は、米委員会が別に定める期日までに長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請書（様式1-1又は様式1-2、以下「申請書」という。）を申請者の住所を管轄する農業農村支援センター所長（以下「農業農村支援センター所長」という。）を経由して米委員会委員長（以下「委員長」という。）に1部提出するものとする。

2 収穫・乾燥後は、速やかに原産地呼称管理制度「認定米」栽培実績等報告書（様式2）を農業農村支援センター所長を経由して米委員会委員長に1部提出するものとする。

3 申請者は、認定米基準に規定する精米の基準の審査及び官能審査を受験するため、米官能審査委員会が定める審査要領に基づき、審査対象米を委員長に2kg提出するものとする。なお、提出に当たっては水分やにおい等に影響が出ないように、ビニール袋に詰め、密封するものとする。

(審査料)

第8 前条に規定する審査に要する経費として、認定を受けようとする者は、申請品1点について2,500円を負担する。

(認定申請の取下げ)

第9 申請者は、申請の取下げを希望する場合、長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請取下げ書(様式3)を農業農村支援センター所長を経由して委員長に1部提出することをもって申請を取下げることができるものとする。ただし、審査料については、第11第1号の(1)に規定する米委員会による書類審査実施以降は、返還しないものとする。

(認定申請の変更)

第10 申請者は、申請後に「認定米」申請品種の変更を希望する場合、米委員会が定めた申請期間中に限り、長野県原産地呼称管理制度「認定米」申請品種変更申請書(様式4)を農業農村支援センター所長経由で委員長に1部提出することをもって申請品種の変更をすることができるものとする。

(審査基準及び方法)

第11 米委員会及び米官能審査委員会による審査は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 米委員会は、提出された申請書について書類審査を行うものとする。
- (2) 米委員会は、認定米基準の確認及び申請書記載事項の確認のため、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- (3) 現地調査は、米委員会のほか、官能審査委員会及び県が実施できるものとする。
- (4) 米委員会は、書類審査及び現地調査の結果を農業農村支援センター所長を経由して申請者に通知するとともに、米官能審査委員会に報告するものとする。
- (5) 米官能審査委員会は、米委員会が官能審査以外の認定米基準に適合したと認めた米について、別に定める規定により官能審査を実施するものとする。

(認定)

第12 規程第11条第1項の規定による認定は、米委員会の審査及び米官能審査委員会の官能審査に合格した米について、米委員会及び米官能審査委員会が行い、認定書(様式5)を農業農村支援センター所長を経由して交付するものとする。

(認定米の表示)

第13 生産者は認定米には、「長野県原産地呼称管理委員会認定」と記載する。

2 前項の記載場所は、原則として消費者にとって最も見やすい場所とし、詳細は米委員会が定める。

- 3 文字の大きさは日本工業規格に定める8ポイント以上とする。
- 4 第一項の表記には、「長野モデル認定品」又は「Nagano Appellation Control」を併記することができる。

(内容の表示)

第14 生産者は認定米基準に基づき、認定米の内容を表示しなくてはならない。

- 2 前項の表示の方法については、別表のとおりとする。

(表示に関する指示等)

第15 生産者は認定米の内容を正確に表示し、消費者に誤解を与えるような表示をしてはならない。

- 2 米委員会は認定米の表示が不相当であると認めたときは生産者に対して修正を指示するものとする。

(排他的利用)

第16 前項の表示は認定米以外の農産物等（以下「偽装農産物等」という。）に使用してはならない。

- 2 米委員会は偽装農産物等であると認めたときは生産者に対して表示の修正を求めるものとする。

(ほ場の表示)

第17 第11第1項の審査に合格した申請者は、申請ほ場に米委員会が別に定める表示を行うものとする。

(認定台帳)

第18 米委員会は、長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定台帳（様式7）を作成し、保管するものとする。

(認定米の出荷期限)

第19 認定米は、認定日から翌年の9月30日までに出荷を行わなければならないものとする。

(認定米の出荷結果報告)

第20 認定申請者は、認定米の出荷が終了したときから15日以内に長野県原産地呼称管理制度「認定米」出荷実績報告書（様式6）を農業農村支援センター所長を経由して米委員会委員長に1部提出するものとする。

(認定米の調査等)

第21 米委員会及び米官能審査委員会は認定米に対して疑義が生じたときは、当該認定米の生産者、販売者等関係者に対し報告書及び関係帳票等の提出、又は関係箇所への立入調査を求めることができる。

- 2 認定を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は、前項に基づく立入調査等が行われる場合、これに協力しなければならない。
- 3 認定申請者は、認定米の生産から精米の情報及び販売先、数量等を確認できる書類を整えておかなければならない。
- 4 認定申請者は、品質の証明に必要な認定米 1 kg をサンプルとして申請翌年の 10 月 31 日まで品質が変化しない状態で保管しておかなければならない。
- 5 調査の結果当該認定米が認定基準を満たさないことが判明した場合、米委員会及び米官能審査委員会は規程第 14 条に基づき認定申請者に対し認定の取り消し及び回収を求めることができる。

#### （販売の自粛）

第 22 認定申請者は、認定米の品質の劣化等が生じた場合は、認定米としての販売を自粛しなければならない。

#### （認定品の P R）

第 23 認定申請者は、認定米の P R に励むとともに、長野県原産地呼称管理制度の P R に努めるものとする。

### 附 則

#### （施行期日）

- この要領は、平成 16 年 4 月 15 日から施行する。
- この要領は、平成 17 年 2 月 18 日から施行する。
- この要領は、平成 18 年 2 月 17 日から施行する。
- この要領は、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。
- この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 22 年 3 月 16 日から施行する。
- この要領は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。
- この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。
- この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。